

○経済産業省告示六十四号

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）第二条第三号の規定に基づき、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則に基づき安全装置を定める告示を次のように定め、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月十三日

経済産業大臣 甘利 明

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則に基づき安全装置を定める告示

特定ガス消費機器設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）第二条第三号に規定する告示で定める安全装置は、次に定めるとおりとする。

- 一 パイロットバーナー（常時燃焼型でないパイロットバーナーを有する機器又はパイロットバーナーを有しない機器にあつては、メインバーナーとする。以下「パイロットバーナー等」という。）に点火しなかつた場合及びパイロットバーナー等の炎が立ち消えた場合に、自動的にバーナーへのガスの通路を閉ざす装置（パイロットバーナー等に自動的に再点火し、一定時間経過後も再点火しないときに、バ

バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を含む。）

二 排気部の出口以外から排ガスが流出したときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置

三 不完全燃焼する状態に至ったときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置